

9 税金の軽減

1. 所得税、市・県民税の障害者控除

内 容 ➤ 障がいのある方が、所得税、市・県民税の納税者本人の場合、または納税者の同一生計配偶者もしくは扶養親族(16歳未満の年少扶養親族を含む。)にいる場合、申告することにより、所得から次の額の控除が受けられます。

区分	対象者	控除額(一人につき)	
		所得税	市・県民税
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円	26 万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2 精神障害者保健福祉手帳1 級	40 万円	30 万円
同居特別障害者	扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、納税者本人、納税者の配偶者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方	75万円	53万円

手 続 ➤ 勤務先で年末調整を受けるか、所得税の確定申告又は市・県民税の申告を行ってください。

備 考 ➤ 勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。
 ➤ 手帳が交付された年の翌年の申告から対象となります。
 ➤ 障がいのある方が納税者本人で、前年の地方税法上の合計所得金額が135万円以下の場合は、市・県民税は課税されません。
 ➤ 障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険の認定に係る主治医意見書に基づき、認知症又は寝たきりの度合いにより、確定申告用の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられます。
 詳しくは市高齢者支援課 ☎ 0475-50-1219 までお問い合わせください。

窓 口 ➤ 所 得 税:東金税務署 東金市東新宿1-1-12 ☎ 0475-52-3121
 ➤ 市・県民税:市課税課 市役所第2庁舎1階 ☎ 0475-50-1128

2. 相続税の障害者控除

内 容 ➤ 85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、通常に計算した相続税額から次の額が控除されます。

区分	控除対象者	控除額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	10 万円×(85 歳－障がい者の年齢)
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・⑤の1・⑤の2・Aの1・Aの2 精神障害者保健福祉手帳 1 級	20 万円×(85 歳－障がい者の年齢)

問 合 せ ➤ 東金税務署 東金市東新宿1-1-12 ☎ 0475-52-3121

3. 特定障がい者に対する贈与税の非課税

対 象 ➤ 特定障がい者

- ・ 特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳④からA、精神障害者保健福祉手帳1級所持者)
- ・ 特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいのある方

内 容 ➤ 特定障がい者を受益者として、信託会社などと「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、次の金額までは贈与税がかかりません。

区 分	信託受益権の価額
特別障がい者である特定障がい者	6,000 万円
特別障がい者以外の特定障がい者	3,000 万円

手 続 ➤ 財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄の税務署に提出してください。

問 合 せ ➤ 東金税務署 東新宿1-1-12 ☎ 0475-52-3121

4. 身体障がい者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

対 象 ➤ 身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品で一定のものを購入又は借受けた場合

内 容 ➤ 身体障がい者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

5. 少額貯蓄の利子等の非課税（マル優・特別マル優）

- 対 象 ➤ 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者
障害年金を受けている方
- 内 容 ➤ 預金や郵便貯金（マル優）、公債（国債、地方債）などの元本（特別マル優）合わせて700万円までの利子所得で課税される所得税と地方税が非課税になります。
- ・マル優の対象となる貯蓄：預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券（4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円まで）
 - ・特別マル優の対象となる貯蓄：国債、地方債（2種類の額面の合計額が350万円まで）
- 手 続 ➤ マル優、特別マル優を利用して金融機関に預け入れる際に、手帳又は障害年金の証書を提示して確認を受けてください。
- 窓 口 ➤ 各金融機関

6. 自動車税の減免

- 対 象 ➤ 身体障害者手帳所持者で次に該当する方
- ・視覚障がい 1級から3級までの各級及び4級の1
 - ・聴覚障がい 2級及び3級
 - ・平衡機能障がい 3級
 - ・音声機能又は言語機能障がい 3級（喉頭摘出に係るものに限る。）
 - ・上肢不自由 1級及び2級
 - ・下肢不自由 1級から6級までの各級
 - ・体幹不自由 1級から3級までの各級及び5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
 - ◇ 上肢機能 1級及び2級
 - ◇ 移動機能 1級から6級までの各級
 - ・心臓、じん臓、呼吸、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい 1級、3級及び4級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 1級から3級までの各級
 - ・肝臓機能障がい 1級から4級までの各級
- 療育手帳が㊸（㊸の1、㊸の2）又はAの1の方及びAの2所持者で音声若しくは言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に3級の記載がある方
- 精神保健福祉手帳（1級）所持者
- 戦傷病者手帳所持者
- 内 容 ➤ 専ら、上記の障がいのある方の移動のために利用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、上記の障がいを持つ方又は生計を一つにする同居の家族等が所有する次の自動車の自動車税の減免を受けられます。
- ・障がい者本人が所有、運転する自動車
 - ・障がいのある方のために生計を一つにする同居の家族等が所有、運転する自動車
 - ・障がいのある方のみで構成される世帯の方で、障がいのある方が所有し、常時介護する方が運転する自動車
- 手 続 ➤ 自動車の登録時、次の区分により、自動車税減免申請書に以下の書類を添付して県税事務所に提出してください。

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	提出書類	要件等
1	手帳所持者本人	手帳所持者本人	①②③④⑧	
2	手帳所持者本人 又は同居の家族等	手帳所持者本人又 は同居の家族等	①②③④⑤⑧	手帳所持者と生計を一に し、手帳所持者のために 使用している自動車
3	手帳所持者本人	常時介護者	①②③④⑦⑧	手帳所持者のみで構成さ れる世帯であること

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(申請には原本が必要です。)

② 自動車車検証(写)

③ 運転免許証(写)

④ 印鑑(納税義務者のもの・認め印可)

⑤ 自動車税等に係る生計同一証明書
(発行機関)

- 身体障害者手帳・療育手帳

⇒ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

- 精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳

⇒ 山武健康福祉センター(山武保健所) 東金市東金907-1 ☎ 0475-54-0611

⑥ 使用目的を証する書類

- 通院証明書 継続して月2回以上通院している旨の記載があるもの

- 通学証明書・通勤証明書 当該自動車を使用している旨の記載があるもの

- 帰宅証明書 継続して月2回以上施設等から自動車検査証記載の住所へ帰宅していること及び送金状況等により生計が一であることが記載されているもの

その他専ら手帳所持者の移動のために自動車を使用されていることが確認できる書面

⑦ 自動車税に係る常時介護証明書(発行機関は、生計同一証明書と同じ)

⑧ 今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の自動車車検証(既に減免を受けている自動車がある場合)

備 考 ➤ 減免できる車両は1人の身体障がい者などにつき軽自動車を含め1台に限られます。

➤ 自動車税(環境性能割)は、自動車登録日より1ヶ月以内に申請が必要です。

➤ 自動車税(種別割)は、下記の期限のうちいずれか遅い日までに申請が必要です。

- 納税通知書の納期限(5月末日)

- 自動車登録年月日又は新規障害者手帳交付日から1ヶ月以内

窓 口 ➤ 東金県税事務所 東金市東新宿1-11山武合同庁舎1階 ☎ 0475-54-0223

7. 軽自動車税の身体障がい者等に対する減免

対 象 ➤ 「自動車税の減免」と同じ

内 容 ➤ 「自動車税の減免」と同じ

手 続 ➤ 軽自動車税の減免は、5月中旬に送付する納税通知書が届いてから納期限(5月31日)までに、次の書類等を持参し、窓口で申請してください。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(申請には原本が必要です。)
- 自動車検査証(電子車検証の場合は、検査証記録事項)
- 運転免許証(生計を同じくする方が運転する場合は、その方のもの)
- 納税通知書

備 考 ➤ この制度の適用は、身体障がい者等1人につき普通車を含め1台に限られています。

- 減免が認められた方には、毎年6月中旬に「減免決定通知書(兼車検用納税証明書)」を送付します。
- 前年度に、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免を受けた納税義務者に対しては、毎年4月上旬に減免継続申請書を送付しています。該当される方は、必要事項をご記入のうえ必ず返送してください。
- 申請がない場合は、減免されません。
- 減免車両の変更、手帳記載事項の変更、車両名義の変更がある場合は、軽自動車税担当までご連絡ください。

窓 口 ➤ 市課税課 市役所第2庁舎1階 ☎ 0475-50-1128

8. 個人事業税の非課税

対 象 ➤ 重度の視覚障がい者(両眼の視力喪失または両眼の視力が0.06以下)で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営む方

内 容 ➤ 個人事業税は課せられません。

問 合 せ ➤ 事業所を管轄する県税事務所が東金県税事務所である場合
東金県税事務所 東金市東新宿1-11山武合同庁舎1階 ☎ 0475-54-0223